

## 判例研究

### 石油ヤミカルテル事件刑事判決 (生産調整事件)

——独占禁止法八条一項一号、八九条一項二号、九五条二項——

(東京高裁昭和五五年九月二六日第三特別部判決 判例タイムズ四三四号八六頁、刑事裁判月報一二卷九号八四四頁)

刑事判例研究会 松 原 久 利

【事実概要】この事件は、価格協定事件とならんでいわゆる石油ヤミカルテル事件といわれるものであり、本件は、事業者団体である石油連盟の行なった生産調整について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)八条一項一号違反(一定の取引分野における競争の実質的制限)、及び同法八九条一項二号、九五条二項(両罰規定)による罰則の適用が問題となったものである。

本件行為は、石油業法を背景とする通産省の行政指導下で行なわれた石油連盟の生産調整である。ここで石油連盟というのは、石油精製業者と石油元売業者から成る事業者団体であって、加盟会社は二五社である。構成員は精製業者の大部分を占めているとともに、元売業者は全部が加盟しており、その原油処理量はわが国の九七%を占める。

石油連盟は、昭和四七年度下期分と昭和四八年度上期分の一般内需用輸入原油処理量を、構成事業者であるところの精製業者の五グループ九社に割り当て、かつ、その全体の処理量を制限した。この行為が独占禁止法八条一項一号

に違反するとして、公正取引委員会の告発に基づき起訴されたのが本件である。

この生産調整に至る経緯としては次のような事情がある。通産省は、昭和三七年石油業法制定直後から業界の自主的話し合いによる生産調整に期待し、話し合いのつかない場合には石油連盟に対し生産調整の行政指導を行なうという方針にたつて、「石油業法運用の一環」（昭和三九年四月一日通産大臣談話）として生産調整の行政指導を実施したものであり、したがって、通産省は、本件行為を容認しこれを需給調整の行政に利用したということができる。このような経緯と生産調整の実施面とをあわせてみると、本件生産調整は、通産省が需給調整を合目的かつ円滑に行なうことに寄与し、協力措置としての役割を果たしたものであった。そこで、本件において争点となつたのは次の二点である。第一は、本件行為は社会的相当行為であつて、刑法三五条により違法性が阻却されるのではないかというものである。第二は、本件行為が違法であるとしても、通産省の行政指導に従つたものであり、被告人は行為の違法性を意識せず、また、そのことについて相当の理由があるのではないかというものである。

**【判旨】**一 「もし本件原油処理量の配分行為が、石油業法の定める供給計画制度を実施するため通産省の指示又は委任に基づいて行なわれた措置で、同法がその運用として許容していると解されるものであるならば、その行為は法令による行為又は正当な業務による行為であり、刑法三五条により違法性が阻却されるといわなければならないし、そうでないとしても、右配分行為が通産省の任務に属する石油需給調整を実施するために必要とされ、同省の指導ないし容認の下に行なわれた協力措置であるならば、事情の如何によつては、正当な行為として刑法三五条の趣旨により違法性が阻却される余地もないではないと考えられる。」

「右各行為は石油業法の定める供給計画制度を実施するために同法が許容する運用措置とは認められないので、法

令による行為又は正当な業務による行為にはあたらない。右各行為が通産省の容認の下に行なわれ、同省の行政に対する協力措置としての役割を果たしたことは認められるが、そのことから直ちにこれを社会的に相当として正当な行為と認めることはできず、むしろ右各行為が通産省の供給計画ないし需給計画の実施に重大な支障を生ずるおそれがあるためやむを得ないとした行為とは認められないこと、その内容、方法に石油連盟の市況対策としての配慮をした自主的判断が加わっていることなどの事情を考慮に入れ、法秩序全体の見地から考察すると、右各行為は許容されるべきものとは認められない。」

二 「通産省が昭和三七年度下期から、石油連盟に対して生産調整を行なわせる行政指導を行なっていたこと、昭和四一年九月に生産調整を廃止した後も従来通り規律ある生産を期待し、生産動向の監視を強化したこと、昭和四三年度下期に通産省担当官は石油連盟に対して事実上生産調整を要請し、同連盟はこれを受けて生産調整に努めこれが慣行化したこと、同連盟は生産調整についてしばしば通産省に報告し、その指示・了承の下にこれを行なってきたこと、公正取引委員会は生産調整について何らの措置もとらなかった、昭和四一年三月四日に衆議院商工委員会で、公正取引委員会委員長が生産調整を容認するように受け取れる答弁をしている。」「右諸事実を検討すると、被告人が違法でないと感じたのも無理からぬことであると思わせる事実が多く存在するのであるから、同被告人が違法性を意識しなかったことには相当の理由があるというべきである。」「したがって、同被告人にはこの点において故意がなかったと認められる。」

【研究】 本判決は、独占禁止法違反について、行為者が行政指導に従った場合において、刑法三五条により違法性阻却の可能性があること、及び、違法性の意識を欠いたことについて相当の理由があるとして故意の成立を否定した

ものである。独占禁止法の実体規定違反、またカルテルに対する刑事制裁の適用例としては、本件が初めてであり、それだけに本判決は多くの論点を提供するのであるが、以下では刑法上重要な論点として、第一に行政指導に従った生産調整は刑法三五条の違法性阻却事由にあたるか、第二に本件のような事情の下では違法性の意識を欠いたことについて相当の理由があるといえるかという二点にかぎって検討する。

一 独占禁止法と行政指導の関係について、排除措置を命じる手続との関連では、従来の公正取引委員会の審決例では、適用除外例にあたらないかぎり、行政指導が関与していても事業者間の共同行為の独占禁止法上の違法性は阻却されないという原則が確立している（公取委昭和二七年四月四日審決集四卷一頁、同昭和二八年八月六日審決集五卷一七頁、同昭和四九年三月二八日審決集二〇卷三五五頁など）。学説においてもこの立場が通説といってよい（今村成和『独占禁止法（新版）』二二二頁、金沢良雄『独占禁止法の構造と運用』四二頁など）。では刑法上の違法性についてはどうか。第一説は、排除措置の場合と同じく、適用除外例にあたらないかぎり、行政指導の下でなされた行為であっても違法であるとする（今村・正田「石油ヤミカルテル刑事判決の意味するもの」公正取引三六一号一二頁、実方謙二「独禁法違反と行政指導の限界―石油ヤミカルテル刑事判決の読み方―」ジュリスト七三六号六六頁など）。独占禁止法は、違法性阻却の問題については適用除外規定によって立法的に解決しているのであるから、刑法三五条が引き合いに出される余地はないという理由からである。すなわち、石油業法が適用除外を規定していないということは、カルテルを認めないという趣旨であり（今村・正田、前掲論文一二頁）、石油業法は、独占禁止法という一般法に対する特別法なのであるから、その実施にあたっては基本原則との対立の小さな手段、つまり当該特別法の規定により明示的に授權された手段によるべきである。共同行為による競争制限は、石油業法がその実施手段と

して予定したのではなく、むしろその許容する限度を超えている。したがって、適用除外規定がないかぎり、特別法、その立法事情、その後の実施の実際を根拠として正当化する余地はない（実方・前掲論文六五頁以下）とされる。これに対して、第二説は、第一説の考え方は排除措置などの行政的制裁にかぎって言いうることであって、除外例にあたらぬ場合であっても刑法三五条による違法性阻却の余地があるとする（藤木英雄「行政指導と独占禁止法違反の罪」ジュリスト五六六号四八頁以下、福田平「石油ヤミカルテル事件判決の問題点―行政刑法的視点からの検討―」商事法務八九四号六七頁以下、板倉宏「石油やみカルテル事件刑事判決の意義―刑法上の違法性を中心に―」公正取引三六一号二三頁）。すなわち、適用除外規定は、違法性のない場合を典型的に規定したものにはすぎず、刑法上の違法性判断は本来具体的、非典型的でありすべてを網羅することはできないから、より実質的に論じられなければならない（福田・前掲論文六八頁）。実質的判断において、競争の実質的制限が行なわれる場合であっても、石油業法の目的である石油の安定的かつ低廉な確保に合致し、かつ自由競争を確保して消費者の利益をはかるといふ独占禁止法の趣旨とは必ずしも矛盾しない限度において、行政指導は違法性が阻却され、したがってこれに基づく行為は独占禁止法違反の罪について違法性を阻却する余地が生ずる（藤木・前掲論文五〇頁、板倉・前掲論文二三頁）とされる。

この見解の相違は、本判決の理解・評価においても著しい対照を示す。第一説からは、本判決の重要性は判旨の一般論の部分にあるのではなく、むしろその具体的適用において、刑事制裁の前提としての違法性判断にあたってもきわめて厳格な基準をとり、実際上は排除措置の場合の適用除外についての解釈と同じ扱いになっている点に重要な意味があると評価されている（今村「石油カルテルと刑事判決」ジュリスト七二九号三六頁、実方・前掲論文六八頁以下、同「石油カルテル刑事判決の再検討（下）―行政指導と独占禁止法違反の関係を中心として―」公正取引三六五号

三六頁)。これに対して第二説からは、判旨の一般論の部分に重要性を認め、本判決は、個別具体的事情によって社会的相当性が認められれば実質的違法性が阻却されるとの原則が、独占禁止法違反行為に対しても適用されることを明らかにした先例として重要であると評価される(福田・前掲論文六八頁以下、板倉「石油やみカルテル事件刑事判決の意義と問題点」ジュリスト七二九号四〇頁。なお、この点につき、谷原修身「石油やみカルテルと行政指導(三)」南山法学六卷一号五六頁以下参照)。

おもうに、刑法上の違法性は、当該行為が最も厳しい法的制裁としての刑罰を受けるに値するかどうかの観点から判断すべきである。したがって、理論的には、適用除外例にあたらない場合であっても右の観点から違法性が阻却されることはありうる。第二説をもって妥当とすべきであろう。この意味で、本判決は、一般論として実質的違法性の考え方を肯定し、社会的相当行為であれば実質的違法性が阻却されることを承認したものであると評価できよう。もっとも本判決が具体的判断において、違法性が阻却される場合として示すのは、「石油業法がその運用として許容している」と解されるもの」と「需給計画の実施に重大な支障を生ずるおそれがあるためやむを得ないとした行為」である。単に行政に対する協力措置であることを根拠にして社会的相当行為と認めることはできないとする。とすれば、実際に違法性が阻却されるのは、特別法(本件では石油業法)に適用除外規定のある場合、特別法に明示の授權のある場合、緊急避難的な場合に限定されるのではないだろうか。このように考えると、本判決は、独占禁止法違反の場合にも実質的判断によって違法性が阻却されるという一般論を肯定したうえで、行政指導が関与した場合について、違法性が阻却されるのは右のように限定されるということを明らかにし、その過程で行政指導自体の違法性についてふれ、個別的指導以外の指導について厳格な枠をはめたものとして重要な意義を有するといえよう。

二 本判決は、違法性の意識の欠如につき相当の理由があるから故意がないとして被告人を無罪としたのであるが、この違法性の意識の欠如という点について異論が唱えられている。すなわち、判決では価格協定事件では違法性の意識はあったが、生産調整事件では違法性の意識はなかったとされている。しかし、両事件は石油連盟を中心とした行為という点で実態は全く同じである。昭和四六年二月の価格協定について、公正取引委員会を意識して秘密保持にとめたことが、東京高裁判決（昭和五二年八月一五行裁例集二八巻八号八三〇頁）で示されており、したがって本件価格協定の場合は一層秘匿に努めたであろうし、とすれば生産調整についても同様であろう（今村「石油ヤミカルテル判決の意味するもの―公取委に軍配はあがったのか―」エコノミスト一九八〇年一〇月十四日号三二頁、今村・正田・前掲論文一四頁）というものである。この点は事実認定の問題であり、必ずしも明確に判断することはできないが、理論的には、同一のもしくは密接な関係のある行為によって複数構成要件が実現された場合でも、一方についてのみ違法性の意識を欠くことはありうると思われる。違法性の意識は、当該構成要件に関係づけられていなければならないからである。また、本件では、行政指導に基づく行為であったかどうか（価格協定事件ではこれが否定され、生産調整事件ではこれが肯定されている）ということから、両行為の違法性の強さ、明白さの違いが、行為者の意識に影響を与えた（福田・前掲論文七二頁）とも考えられる。したがって、本件行為について違法性の意識を欠いたということは、必ずしも首肯しえないものではない。

次に、違法性の錯誤について、判例は違法性の意識不要説に立つとされている（大判大正一三年八月五日刑集三巻六一一頁、最判昭和二五年一二月二六日刑集四巻一二号二六二七頁、最判昭和四六年三月三〇日刑集二五巻二号三五九頁など）。しかし、すでに大審院時代にも違法性の意識の欠如について相当の理由を考慮した判例（大判昭和七年

八月四日刑集一卷一一五三頁、大判昭和九年九月二八日刑集一三卷一二三〇頁、大判昭和十三年一月二五日刑集一七卷七三五頁など）があり、最高裁になってからも、「反社会性の認識」を要するとした判例（最判昭和二十四年四月九日刑集三卷四号五〇一頁、もっとも、これは全くの例外である）がある。また、最近、相当の理由があり故意責任を阻却するとした原判決（東京高判昭和五一年六月一日高刑集二九卷二号三〇一頁）を、判例違反としてではなく「法律上許されないものであることを認識していたと認めるのが相当である」として、事実誤認を理由に破棄差戻した判例（最判昭和五三年六月二九日刑集三二卷四号九六七頁、この判例は少なくとも不要説を確認しなかった点で、高く評価されている。前野育三「羽田空港ビル内デモ事件第二次上告審判決」Law School 一〇号九四頁など）がある。さらに、下級審では、相当の理由があるとして無罪とした判例がかなりある（後掲判例参照）。「裁判所および検察官は、事件によっては違法性の意識の可能性がなかったとして無罪とすることに合理性があることは認めながら」、判断基準の不明確さ、したがって多くの無罪を生む恐れから「違法の意識の可能性が必要だという原則を正面から認めることを躊躇しているのが現在の法律状態」（平野龍一『刑法総論Ⅱ』二六七頁）といえよう。

学説においても違法性の意識可能性必要説は有力になってきており（制限故意説として、団藤重光『刑法綱要総論〔改訂版〕』二九二頁、藤木英雄『刑法講義総論』二一二頁など、責任説として福田平『新版刑法総論』一四七頁、西原春夫『刑法総論』四一六頁、中義勝『講述犯罪総論』一七四頁、平野・前掲書二五八頁、香川達夫『刑法講義（総論）』二〇九頁など）、改正刑法草案二二条二項も、違法性の意識の欠如について「相当の理由のあるときはこれを罰しない」と規定する。

このように、違法性の錯誤の問題は、可能性説を軸にして「学説・立法・判例三者が機能的にはほぼ同じ方向に進



展しつゝあるといえる」(三井誠・町野朔・中森喜彦『刑法学のあゆみ』二〇五頁)。したがって、当面の課題として重要なのは「違法の意識の可能性の有無の判断規準をできるだけ明確にすること」(平野・前掲書二六七頁)、あるいは判例のいう「『相当の理由』の内容分析や類型化」(川端博「違法性の錯誤」藤本編『判例と学説7 刑法I総論』一七八頁)である。そこで、この観点からこれまでの判例・学説を概観したうえで、本判決はどう評価されるべきかを検討することとする。

判例において違法性の錯誤が問題となった事例を大別すると、法令の不知(法的情報収集を怠った場合を含む)、官庁などの公的機関の見解を信頼した場合、弁護士などの私人の意見を信頼した場合という類型に分けることができる。

第一に法令の不知の場合、判例は原則として故意責任は阻却されないとする。不要説の立場から「行為の違法性を認識する暇がなかったとしても」犯罪の成立を妨げないとした判例(最判昭和二六年一月三〇日刑集五卷二号三七四頁)を別とすれば、相当の理由なしとしたのは、関税法につき鹿児島地判昭和三六年一月一日(判時二五七号三二頁)、経済関係罰則の整備に関する法律につき長野地裁松本支判昭和三九年二月二日(下刑集六卷二〇二号九〇頁)、物品税法につき東京地判昭和四八年二月一三日(刑裁月五卷二号一二九頁)である。その根拠は、被告人の知能・職業・生活歴に照らし、関係法規について十分の調査を尽くすべきであり、また可能であったにもかかわらず、これを行うことなく行為に出たという点にある。

法令の不知は、特に行政刑罰法規について問題となることが多いが、学説においても、免許・許可を要する行為や、法規制のある活動のように、特定の免許取得者や業者を対象とする刑罰法規においては、合理的な公知方法がとられ

ているかぎり、関連法規を検討すべきであり、また可能であるといつてよい（平野・前掲書二六八頁、同「違法の意識（つづき）」刑法の基礎⑯」法学セミナー一三六号二八頁）とされている。ただし、特別の事情がある場合（関東大震災による交通機関の破壊（大判大正一三年八月五日刑集三卷六一頁）、官報到着以前の行為（大判昭和一四年二月二八日刑集一八卷六三頁）など）には、他に法令を知る手段がなければ、例外的に違法性の意識の可能性を欠くことがありうる（平野・前掲書二六八頁、福田『行政刑法（新版）』一九〇頁）。

第二に官庁などの見解を信頼した場合、判例は比較的広く故意責任の阻却を認めている。麻薬取締法につき、隠捜査に協力した場合（仙台高判昭和二七年九月二〇日高刑判特二二号一七二頁）、いわゆる空出張につき、上級官庁の黙認があった場合（高松高判昭和二九年八月三十一日高刑裁特一卷五号一八二頁）、地方公務員法につき、公平委員会  
の解釈に従った場合（大阪高判昭和三十一年一月二八日判時九九号二七頁）、医療法につき、保健所所長の指示に従った場合（広島高裁岡山支判昭和三二年八月二〇日高刑裁特四卷一八号四五六頁）、風俗営業等取締法につき、公安委員会の指示に従った場合（高地地判昭和四三年四月三日判時五一七号八九頁）などがその例である。これに対して、相当の理由を考慮しながら故意責任を認めた判例には、公選法につき、選管委員長の回答に従った場合（福岡高裁宮崎支判昭和三四年九月一日下刑集一卷九号一九〇〇頁）、出入国管理令につき、警察官の黙認のあった場合（広島高裁松江支判昭和四六年四月三日刑裁月三卷四号四八三頁）などがある。

学説においても、公的機関の見解を信頼した場合は、違法性の意識の可能性がないと解されている（平野・前掲法学セミナー一三六号二七頁、川端・前掲論文一七九頁）。この意味で、統制経済法令につき、商工省の回答を信頼した場合（大判昭和一四年三月二九日刑集一七卷一五八頁。永井検事は、本件被告人らの行為は、回答を信じて行為に

およんだものではなく、この判例は具体的妥当性を欠くとはいえないとされる。永井敏雄「違法性の錯誤―石油カルテル生産調整事件第一審判決を契機として―」警察学論集三四卷二号一五頁)、昭和二二年勅令につき、検察庁の回答を信頼した場合(名古屋高判昭和二四年九月二七日高刑判特三号四二頁)、火薬取締法につき、警察官の指示に従った場合(札幌高裁函館支判昭和二八年七月七日高刑判特三二号八三頁)に有罪とした判例は批判されている(福田「事実の錯誤と法律の錯誤」総合判例研究叢書刑法(10)一〇六頁、平野・前掲書二六九頁)。このように、官庁などの見解を信頼した場合は、その見解が行為者の行為を適法であると示唆するものであるかぎり、違法性の意識の可能性を欠くといえよう。

第三に私人の意見を信頼した場合、判例は分かれている。故意責任の阻却を認めた判例には、価格統制令につき、統制撤廃の新聞報道を信じた場合(函館区判昭和一五年二月一六日法律新聞四五三七号五頁)、逮捕致傷罪につき、労働組合幹部の指示に従った場合(広島高判昭和四四年五月九日判時五八二号一〇四頁)、刑法一七五条につき、映倫審査の通過を信頼した場合(東京高判昭和四四年九月一七日高刑集二二卷四号五九五頁)がある。ただしこれらの場合、行為の特殊性、行為に至る経過などの他の事情が強調されている点に注意すべきである。これに対して、故意責任を肯定したのは、行為は罪にならないとする弁護士の意見を信じた場合(大判昭和九年九月二八日刑集一三卷一二三〇頁。なお不要説の立場から有罪とした判例として大判昭和八年九月一三日刑集一二卷一六一九頁、東京高判昭和三四年五月二六日東高判決時報一〇卷五号二八八頁)、価格統制撤廃の新聞報道を信じた場合(福岡高判昭和二六年一月一六日高刑集四卷一号六頁)、公選法につき、自派選挙関係者の情報を信じた場合(東京高判昭和二八年九月九日高刑判特三九号九六頁)である。その根拠は、私人の意見や新聞記事は往々にして誤りである場合があり、他の公

平な機関に照会すべきであるという点にある。

学説においては、この場合「法の価値判断の客観性は貫徹されざるをえない」（平野・前掲書二六九頁は「犯罪不成立とすると、結局、法制度は私人の意見によって左右されることにもなりかねない」とされる）という立場と、「公的機関でなくとも、それに準じて専門的立場から公平無私の真摯な態度で法についての解釈に関与する者から得られた情報による判断の場合にも相当の理由があると解してよい」（川端・前掲論文一七九頁）との立場とがあるが、公的機関の見解を信頼した場合には限定するのは狭すぎるであろう。行為者にとっても、一般人にとっても信頼できる者から与えられた法的情報を信頼した場合は、行為者はさらに自己の行為の法的性質を検討することはできず、したがって違法性の意識の可能性はないといえよう。

以上のような判例・学説の状況において、本判決はどのように評価されるべきであろうか。本件では、生産調整について通産省の積極的な行政指導があったこと、本件行為が行政に対する協力措置であったこと、公正取引委員会（独禁法違反事件について専属告発権を有する―独占禁止法七三条一項―）が何らの措置もとらなかったことなどの事情から、相当の理由が肯定されている。前記分類によれば、官庁の見解を信頼した場合にあたり、したがって故意責任の阻却を認められやすい事例といえる。しかしこのような事情だけで相当の理由があるといえるかは問題である（板倉・前掲ジュリスト七二九号四一頁。福田教授は、「従来の態度と比べるとややゆるやかな感もなくはない」とされる。福田・前掲論文七二頁）。公正取引委員会の黙認を相当の理由の根拠とすることへの疑問（今村・前掲ジュリスト七二九号三五頁）、行政指導があっても違法であるとする確立した審決例を、被告人らは認識していたと思われる（実方「石油カルテル刑事判決の検討―独禁法理論の立場から―」公正取引三六一号二七頁）という点からの疑

問も提示されている。

違法性の意識の可能性判断にあたっては、どのような事情を判断資料として、どのような基準で判断すべきかが問題となる。この点、本判決は、判断資料を客観的事実に求めたものと評価できるが、右にみるような問題を残している。したがって、今後、本判決を契機として、この判断資料及び基準について検討される必要がある。いずれにしても本判決は、違法性の意識の可能性の判断にあたって、行政指導という新たな事情を考慮した点で重要であり、また判断資料及び基準について議論の素材を提供した判例として意義があると思われる。